



電子貿易の仕組みと課題

2011年5月18日

国際電子商取引円滑化貢献グループ
パートナー 渡邊浩吉

日本経済新聞

5月1日
日曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ☎(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ☎(06)6943-7111
名古屋支社 ☎(052)243-3311
西部支社 ☎(092)473-3300
札幌支社 ☎(011)281-3211
電子版アドレス
<http://www.nikkei.com/>
購読のお申し込み
☎0120-21-4946
<http://www.nikkei4946.com>

日ASEAN貿易迅速に

通関など手続き共通化

日本が提唱する「アジアカーゴハイウエー構想」の概要		
	貿易システム	手続き簡素化
ステップ1	ASEAN諸国による日本仕様の貿易システムの導入を支援(2012年中メド)	一定の基準を満たす企業の貿易手続きを省略する認証(AEO)制度の導入支援(14~18年メド)
	→1回の入力・送信で様々な輸出入手続きを一括処理	→認証を受けた企業の輸出入は実質的に無審査・無検査に
ステップ2	ASEAN域内、日本とASEANのシステムを接続・連携	日本・ASEAN諸国の間で認証制度を相互に承認
2020年メド	日本・ASEAN域内に迅速で切れ目のない物流網の構築をめざす	

野田佳彦財務相は5日、ハノイで開くアジア開発銀行総会で、2020年までに日本と東南アジア諸国連合(ASEAN)の貿易手続きを事実上共通化する構想を表明する。通関や入出港などの際に使うシステムを各国が導入するよう日本が支援するほか、一定の基準を満たす企業の輸出入手続きを大幅に簡素化する枠組みを広げる。貿易を迅速に進めることで、日本企業がアジアに張り巡らせたサプライチェーン(供給網)の基盤強化をめざす。(ASEANは3面「きょうのことは」参照)

20年メド、日本政府が構想

財務相が表明するのは「アジアカーゴハイウエー構想」。日本がアジア開港に拠出した2500万ドルの財源を活用し、ASEAN諸国の輸出入手続きの効率化を支援する。日本とASEANの輸出入額は計約19兆円と、日本にとって国・地域別で2番目の貿易相手。今回の構想で日本と東南アジアを結ぶ地域に切れ目のない物流網の実現をはかる。まず来年中をメドにASEAN諸国の貿易手続きの電子化を進める。輸

そのうえで、日本とASEAN諸国間でAEO制度を相互に承認する枠組みを広げる。ある企業が一方の国で認定を受ければ、他方の国でも自動的に輸出入手続きが省略される。貿易システムの導入と合わせ、実質的に無審査・無検査で輸出入できる企業が増える。構想実現に向けた当面の目標として、15年までに日本・ASEAN域内の通関所要時間を1割以上削減する。日本の貿易額のうち、アジア地域が約半分を占めている。このうちASEANは今後の高成長と人口増による市場拡大で貿易量が引き続き伸びるとみられており、貿易手続き簡素化のメリットが大きい。

出入には通関や入国管理、入出港など様々な手続きが必要だ。日本ではすでに1回の入力・送信ですべての手続きを済ませる官民共同貿易システムがある。こうした日本仕様のシステムやノウハウの導入を支援する。各国それぞれのシステムを導入を進めたうえで、ASEANの域内や、ASEANと日本との間の貿易システムの接続・連携をめざす。連携した国

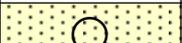
の間では輸出許可や原産地証明などの情報を瞬時に共有し、利用できるようになる。企業にとって煩雑な書類提出などの手間が省ける。貿易手続きそのものの簡素化も進める。日本など先進国では、法令順守や内部統制など一定の基準を満たす企業を政府が認定し、輸出入手続きの大幅な省略を認める「認定事業者(AEO)制度」が普及している。日本ではトヨタ自動車、ソニーなど400社余りを認定。一般の海上貨物の通関は3時間強かかるのに対し、認定企業なら約4分で済む。ASEANではこうした制度が未成熟のため、日本主導で18年までに各国の制度整備を後押しする。まずベトナム、インドネシア、フィリピンなどと交渉に入る。

- ✓一回の入力・送信で全ての手続きを済ませる日本の官民共同貿易システムやノウハウを、ASEAN諸国が導入する事を支援する
- ✓各国に導入されたシステムを連携し、輸出許可や原産地証明などの情報を瞬時に共有、企業の煩雑な書類提出の手間を省く
- ✓2020年を目途に日本・ASEAN地域に切れ目ない物流網を実現、日本企業がアジアに張り巡らせたサプライチェーンの基盤強化

各種貿易文書における「重複記載」のイメージ

貿易に必要となる文書の数は一ケースにより多くあるが、重複記載の多い部分を表示 例外も多い

 書類作成に於けるデータの源

	契約書	インボイス	パッキングリスト	船積指図	通関申告	B/L	Way Bill	貨物保険	原産地証明
契約番号	○		○	○		○	○		
インボイスNo			○	○		○	○	○	○
荷主	○		○	○	○	○	○	○	○
仕向人	○		○	○	○	○	○	○	
荷受人	○					○	○		○
品名	○		○	○	○	○	○	○	○
数量	○		○	○	○	○	○	○	○
金額	○				○			○	
船名	○	○	○		○	○	○	○	○
積港	○	○	○		○	○	○	○	○
荷積/揚日	予定	○	○		予定	○	○	○	○
B/L WB No		○	○					○	○
揚港	○	○	○		○	○	○	○	○
荷印	○	○		○	○	○	○		○
作成・発行	荷主	荷主	荷主	荷主	代理店	船社	船社	保険会社	商工会議所

輸出国からの貿易文書電子データが輸入通関に活用される可能性

▶ オーストラリア輸入申告の所要項目に日本のインボイス・パッキングリストの項目を突合

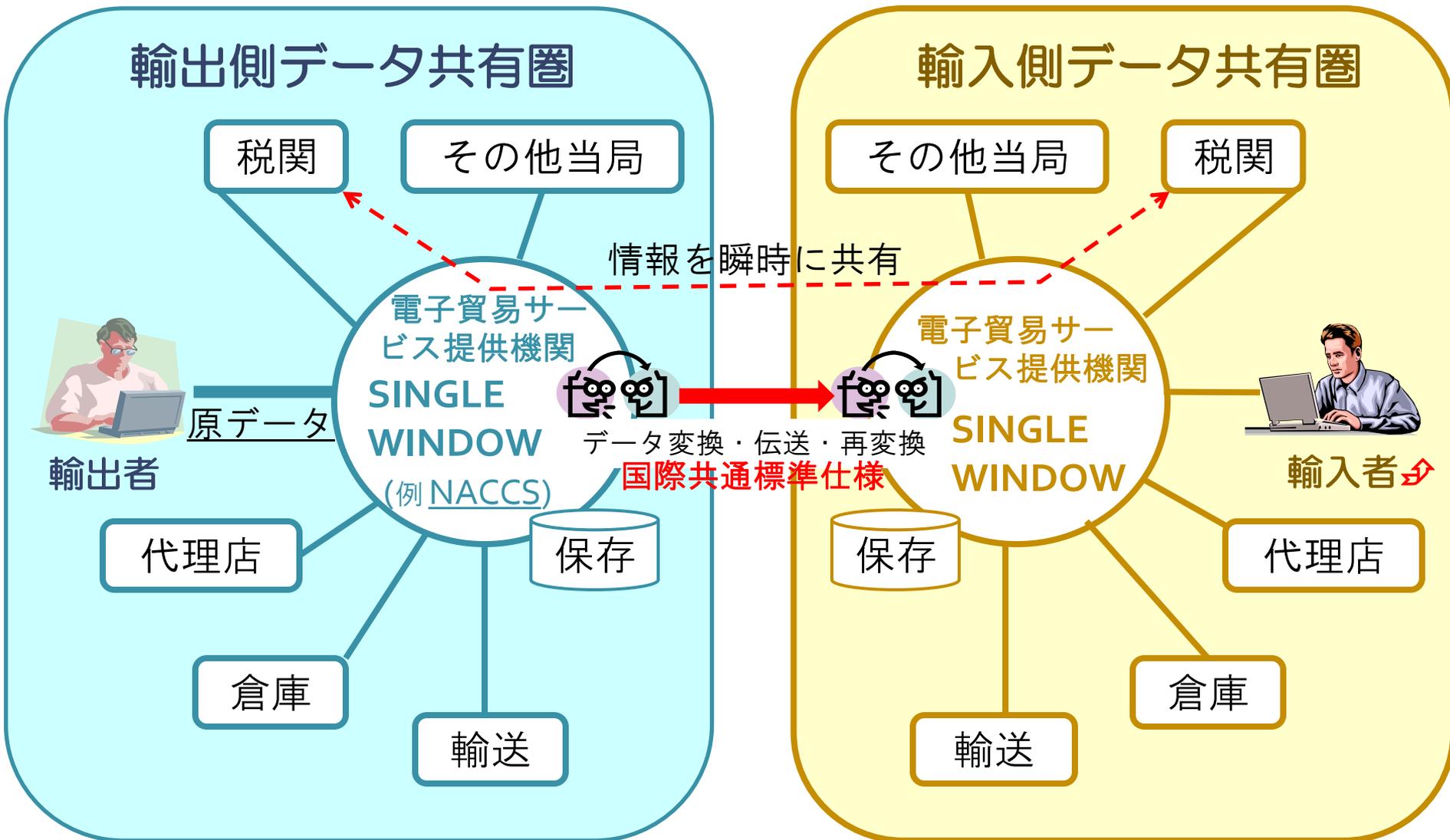
オーストラリア輸入申告の一部 (+ 「減免税」他)	転記	日本から伝送される電子文書 (輸出許可)	
		電子インボイス	電子パッキングリスト
Owner Name	←	仕向人	
Valuation Date		荷積日	
Invoice Total		金額	
Overseas Freight		金額	
Overseas Insurance		金額	
FOB Price		金額	
Vessel Name		船名	
Loading Port		積港	
Gross Weight			梱包重量
Cargo Type			荷姿
B/L WB No.		B/L WB No	
No. of Package			個数
Marks & Numbers			荷印
Supplier Name		荷主名	
Goods Description		品名・仕様	
Quantity		数量	
Origin Country		原産地	

⇔ 各国に導入されたシステムを連携し、輸出許可や原産地証明などの情報を瞬時に共有、
企業の煩雑な書類提出の手間を省く・・・日経記事

◎ 電子通関システムにアクセスすると輸出側データが埋め込まれた輸入申告画面が出て来ただけでも効率向上

[註] 現在、日本ーオーストラリア間で実行されているわけではありません。 All rights reserved ©2010-2011 TEDI-npo

貿易に関わる電子データの国内共有と海外での転用



電子貿易文書の用途

ビジネス上の用途

商業上の代金決済のため

通関申告に関わる裏付け資料として

税関による事後調査や国税の調査のための保存証拠書類として

文書作成作業上の用途

データ転記を容易にすることで
二重入力の回避や転記エラーの縮減
を実現する

電子貿易の3要素

データ送達の仕組み

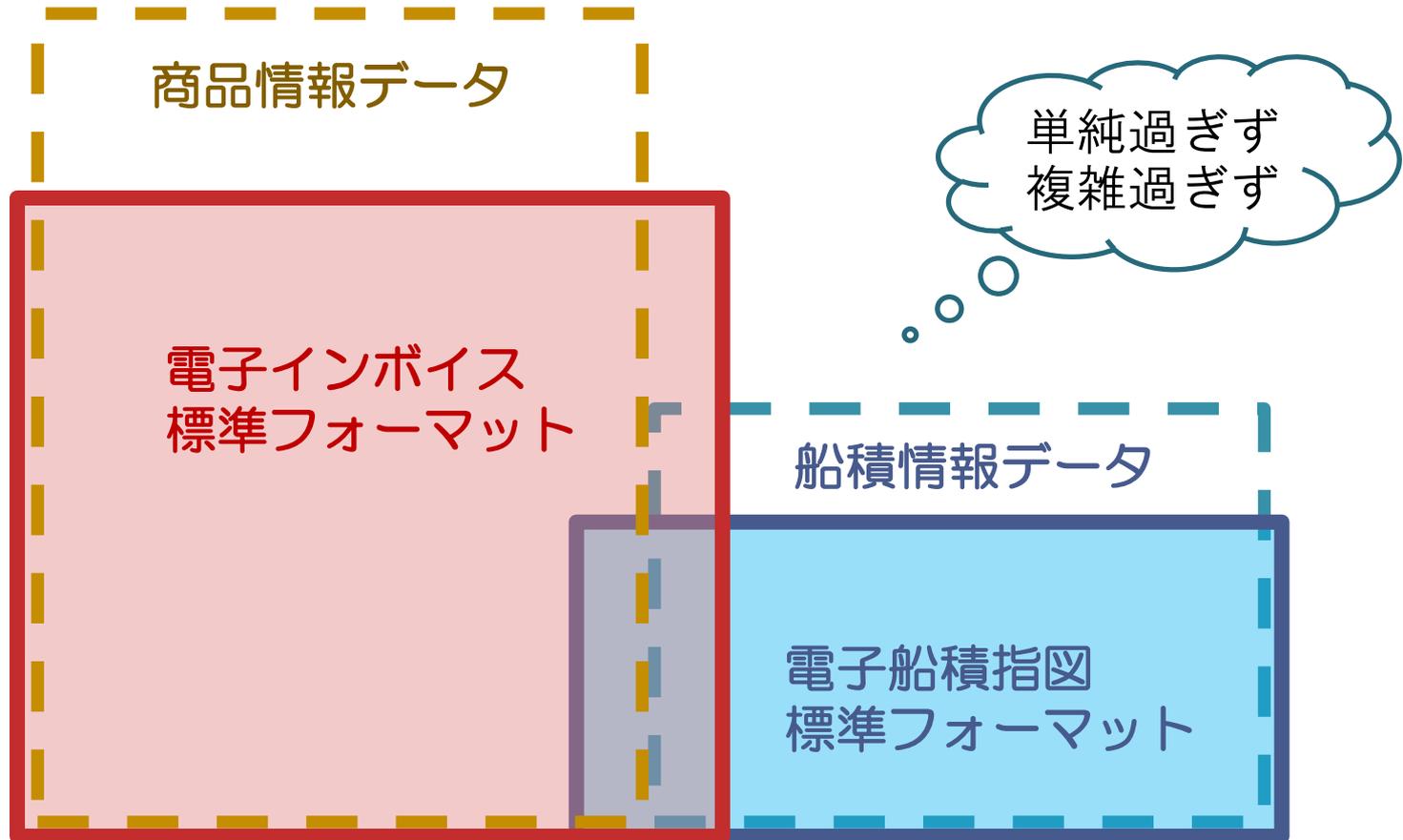
オリジナルの電子文書を改竄や
欠落無しに安全確実に先方に送
達出来ることが必要
⇒ポスト・郵便システムに該当

貿易文書 標準フォーマット

白紙にタイプすれば、何で
もできる書面の文書と違い、
予めデータ入力場所を特定
したフォーマットが必要

法的枠組み

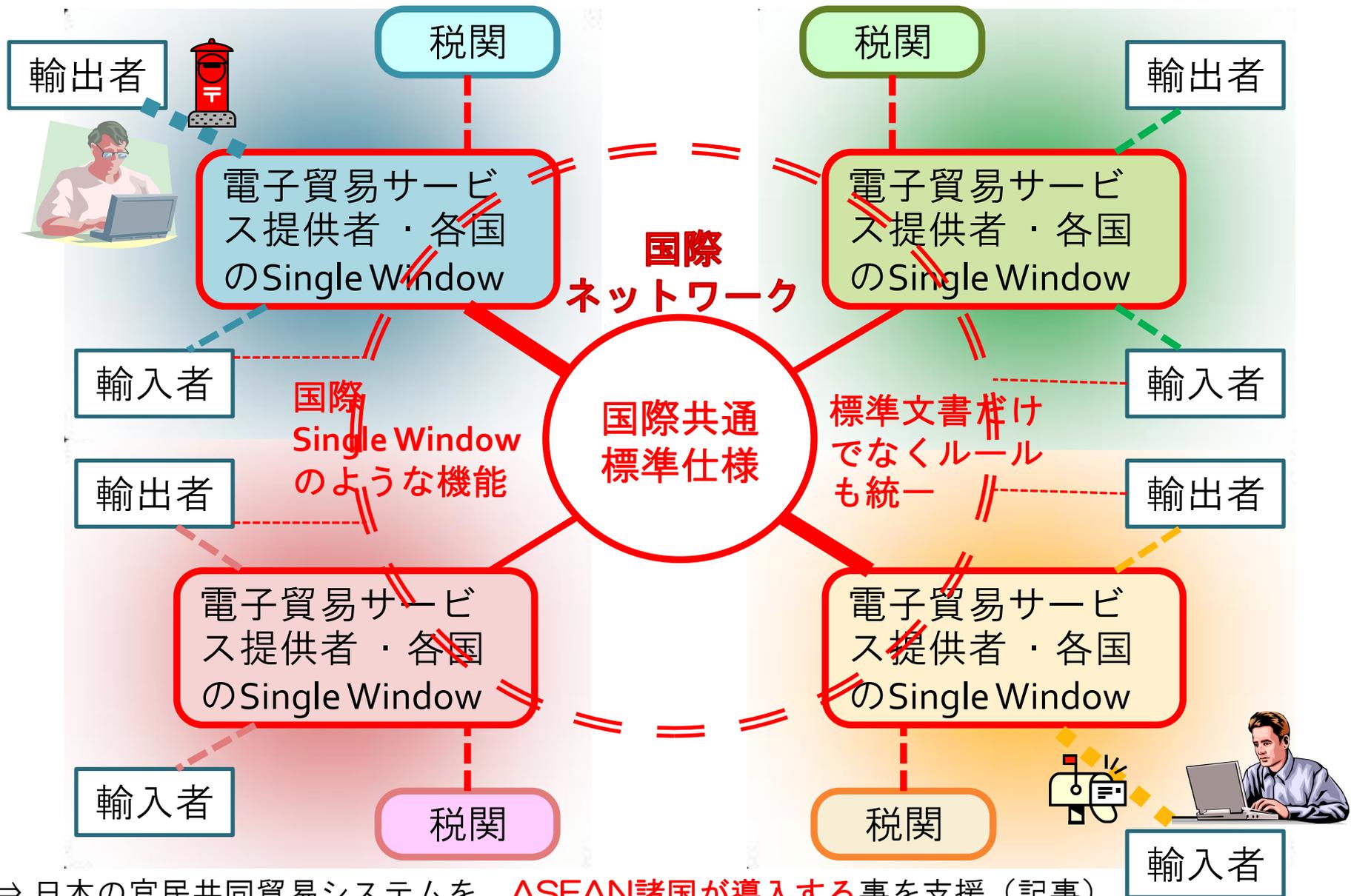
係争解決の仕組みを予め合
意しておくことが必要
(例) 受取ったとは・・・



商品情報は電子インボイスの標準フォーマットで、船積情報は電子船積指図の標準フォーマットでカバーされる。

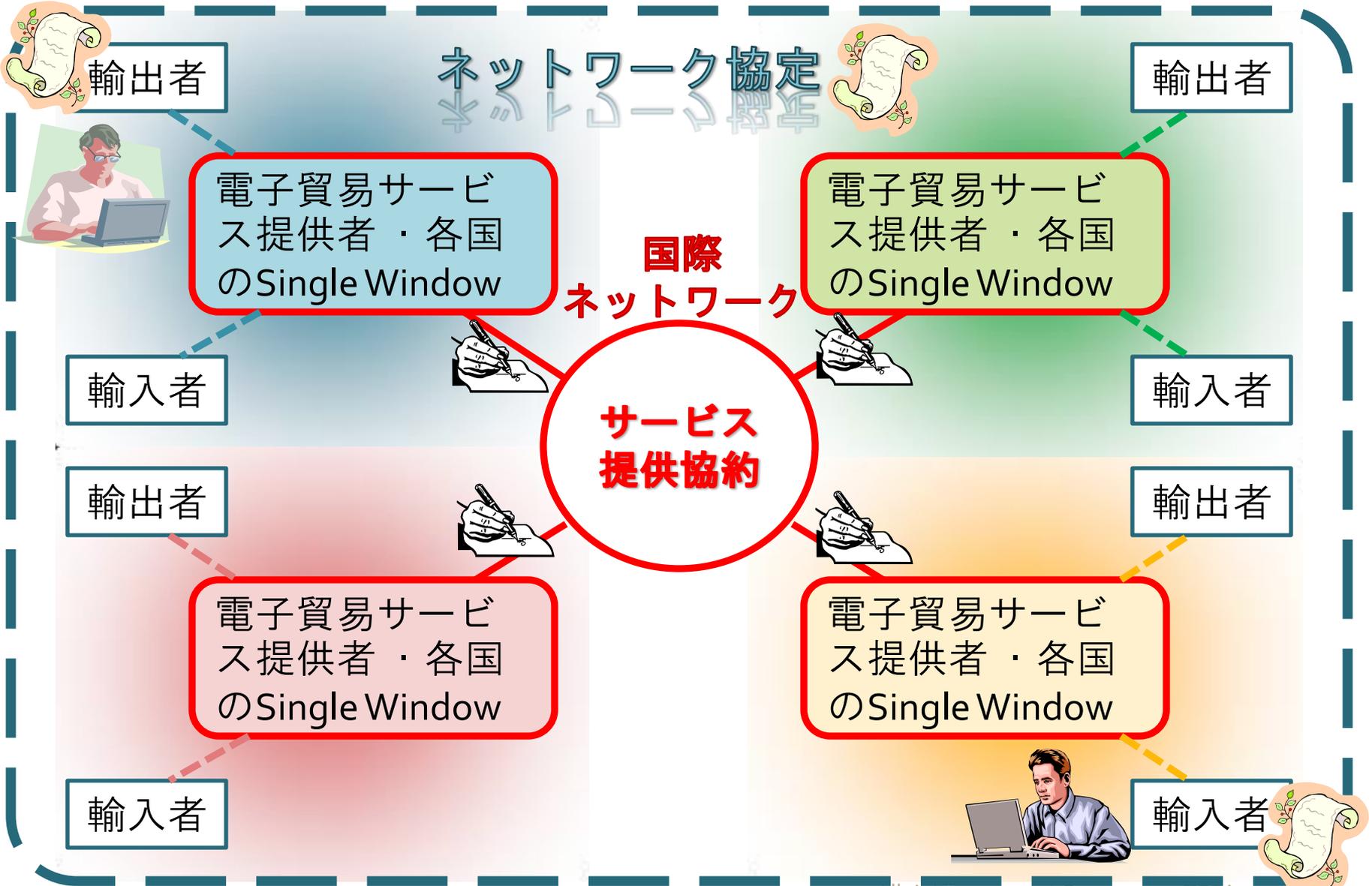
一部の船積案件において、コア部分以外の関連情報で、標準フォーマットの項目・容量に入りきれない部分が生じる場合は、先方に別途連絡が必要となるケースもあり得る。

国際電子データ送達の仕組み



⇨ 日本の官民共同貿易システムを、ASEAN諸国が導入する事を支援（記事）

法的枠組み



アジアの経済連合 (PAA = Pan Asian e-Commerce Alliance)

ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会)

参加国： 下記含めアジア・太平洋 53カ国 準参加国 9カ国

ASEAN (国家間連合)

Cambodia Laos Myanmar

APEC (国家間連合)

Brunei Vietnam

PAA (民間の電子通関システム関連機関の連合)

Singapore Malaysia Thailand Philippines Indonesia Macao

日本 China Korea Chinese Taipei Hong Kong

NACCS

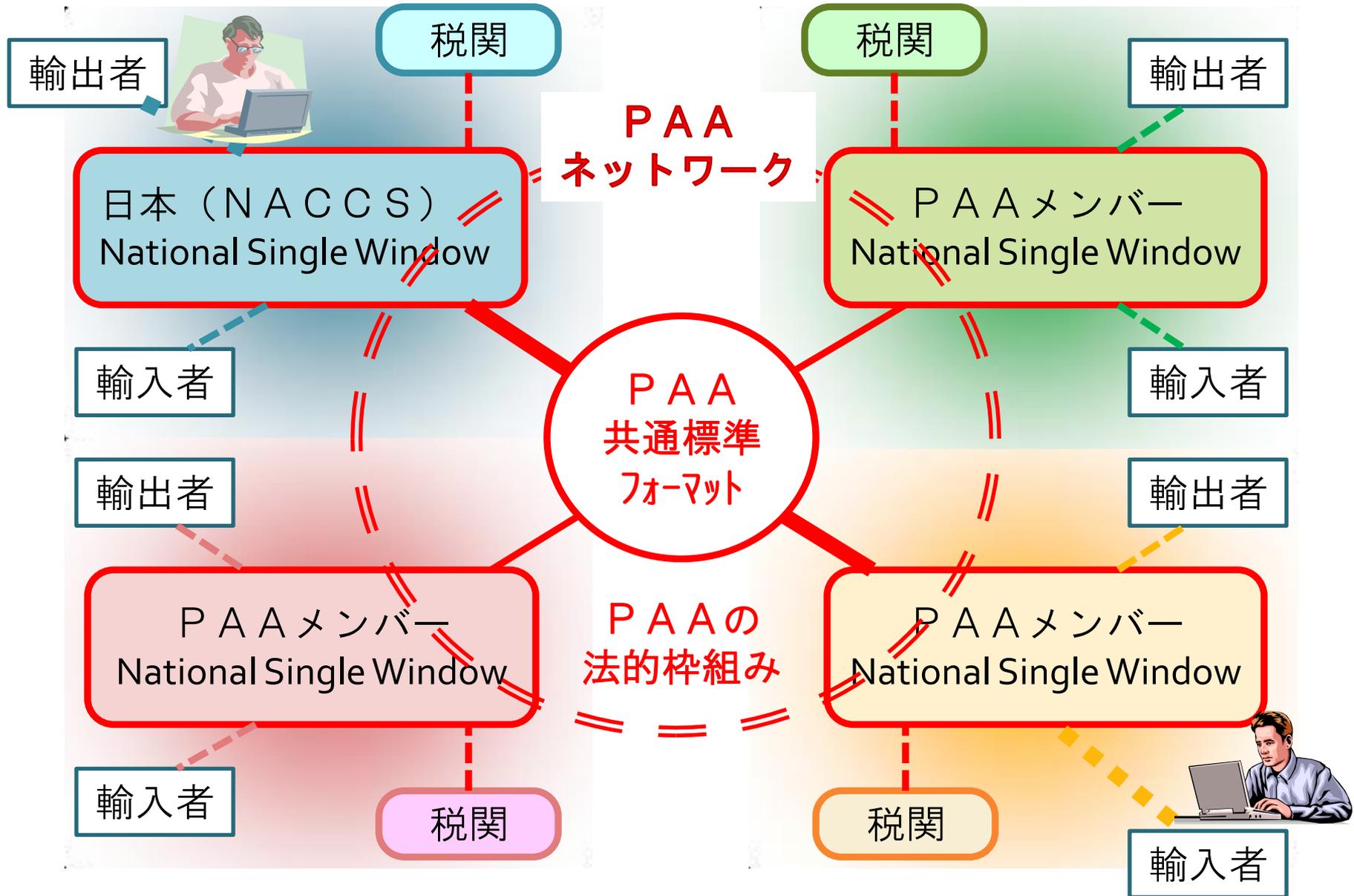
Pan Asian e-Commerce Alliance

Australia New Zealand Papua New Guinea Russia

United States

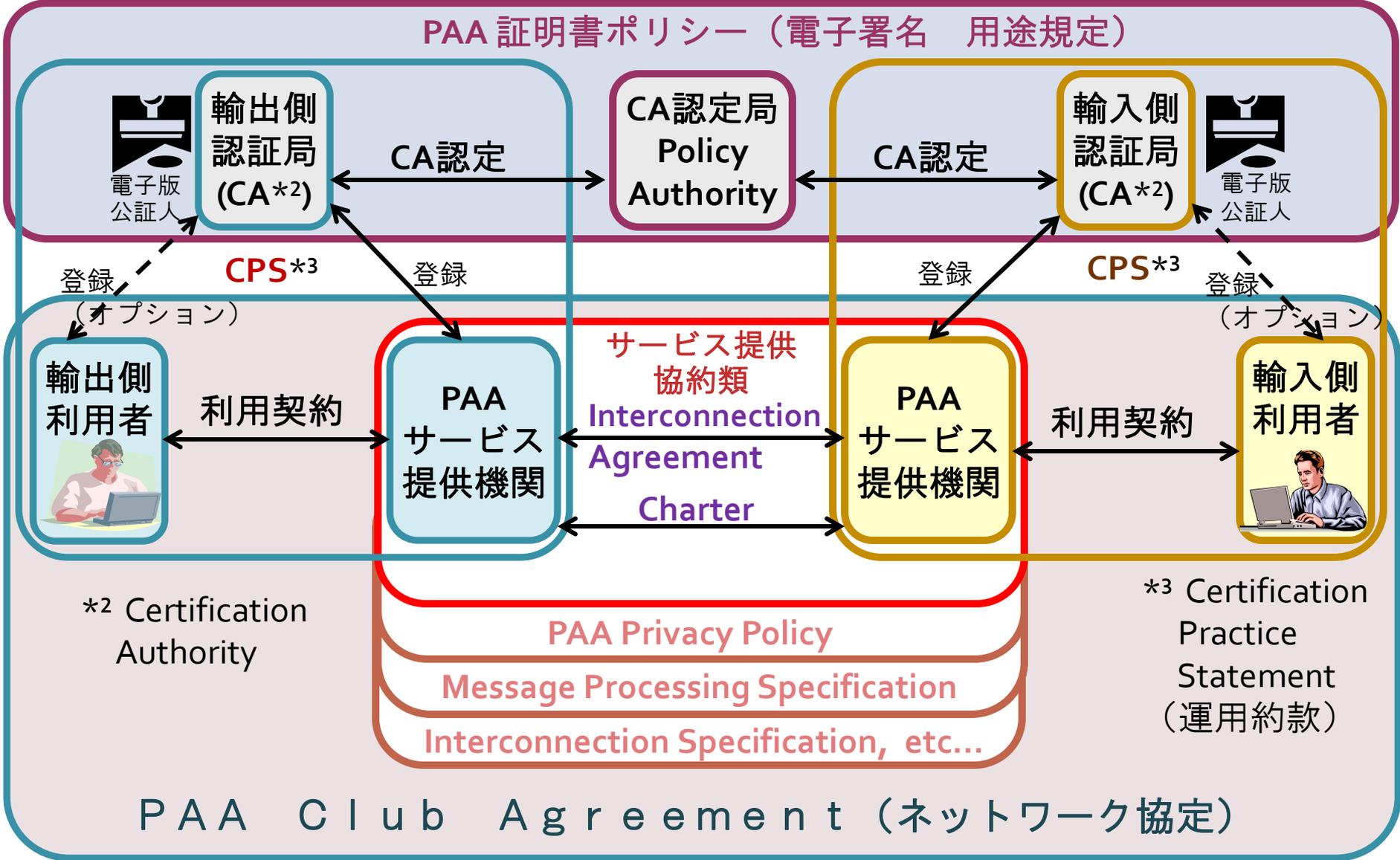
Canada Mexico Peru Chile

PAAのデータ送達の仕組み



PAAの法的枠組み

←→ 書面文書として作成され署名が付される。



電子貿易をめぐる話題

● 海外におけるトピックス

■ 電子インボイス使用の義務化

- 南米には行政の Single Window 整備と相まって、国内用を中心に電子インボイス使用を義務化する動きがある。（メキシコ、アルゼンチン、エクアドル）政府による取引実態把握のための手立てという側面あり。
- 電子インボイスはブラジルとメキシコの間で官用・民用の両目的で交換試験
- 国連ESCAPでは通関手続きの透明化を目的の一つに挙げている。

■ ALADIによる原産地証明の統一標準電子フォーマット提供

MERCOSUR、CANなど南米には自由貿易協定が多重的に存在するが、これらが各々必要とする原産地証明に統一した電子フォーマットを提供することで、ALADI（ラ米統合連合）域内の電子貿易の促進と標準化を図っている。
(ALADI原産地証明共通フォーマットは仮訳を付け <http://tedi-npo.com> に掲載)

● 荷主のNACCS参加

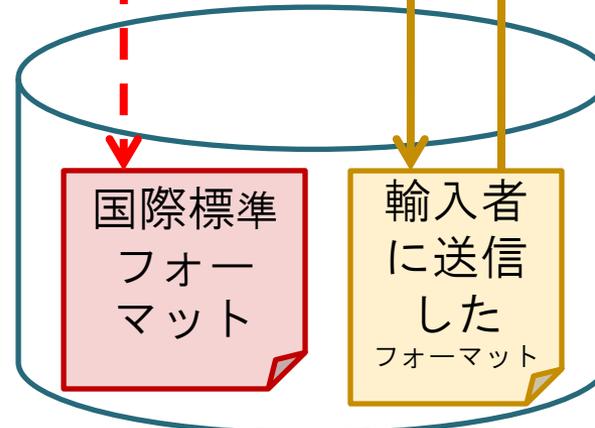
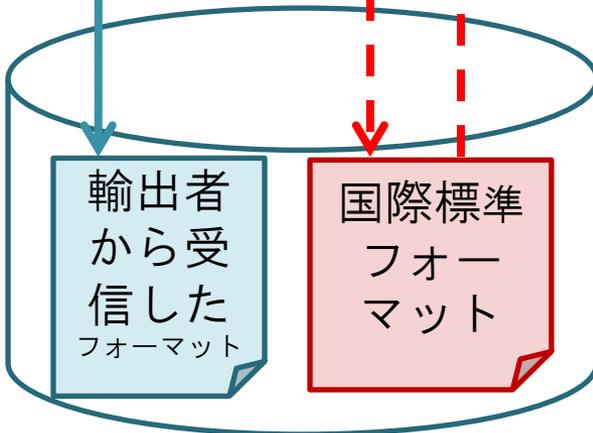
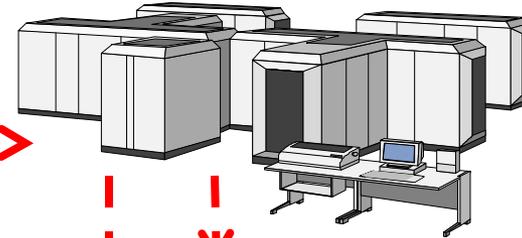
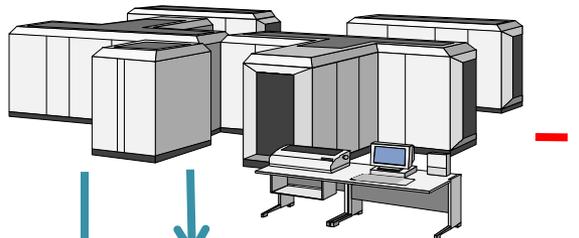
2008年10月から荷主もNACCSに参加可となり、船積指図やインボイス・パッキングリスト入力に新たに対応されたことで、荷主の電子貿易システム整備にも拍車がかかった。改訂京都規約の方向性に則り通関に関わる裏付け資料は縮減される傾向にあるが、多くの貿易取引データの源泉である荷主が発信するデータを関係者が文書作成に使い回すことで、関係者の作業が効率化すると同時に荷主も突き合せチェックが不要となり全体の効率が向上した。

輸出者

輸出国側
電子貿易サービス提供者か
National Single Window

輸入国側
電子貿易サービス提供者か
National Single Window

輸入者



電子署名

A

B

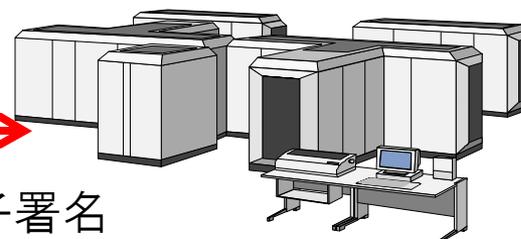
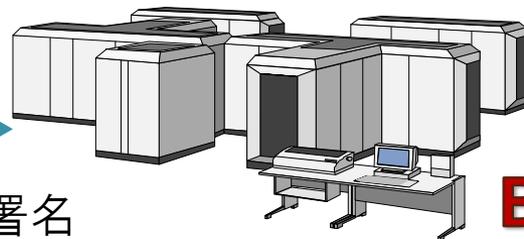
C

輸出者

輸出国側

輸入国側

輸入者

電子貿易サービス提供者か
National Single Window電子貿易サービス提供者か
National Single Window

Aの電子署名

Bの電子署名

Cの電子署名

Aの電子署名は、Bによるフォーマット変換により終焉するので、変換後の電子ドキュメントにはBが代理で電子署名しCに伝送。

Bの電子署名は、Cによるフォーマット変換により終焉するので、変換後の電子ドキュメントにはCが代理で電子署名し輸入者に伝送。

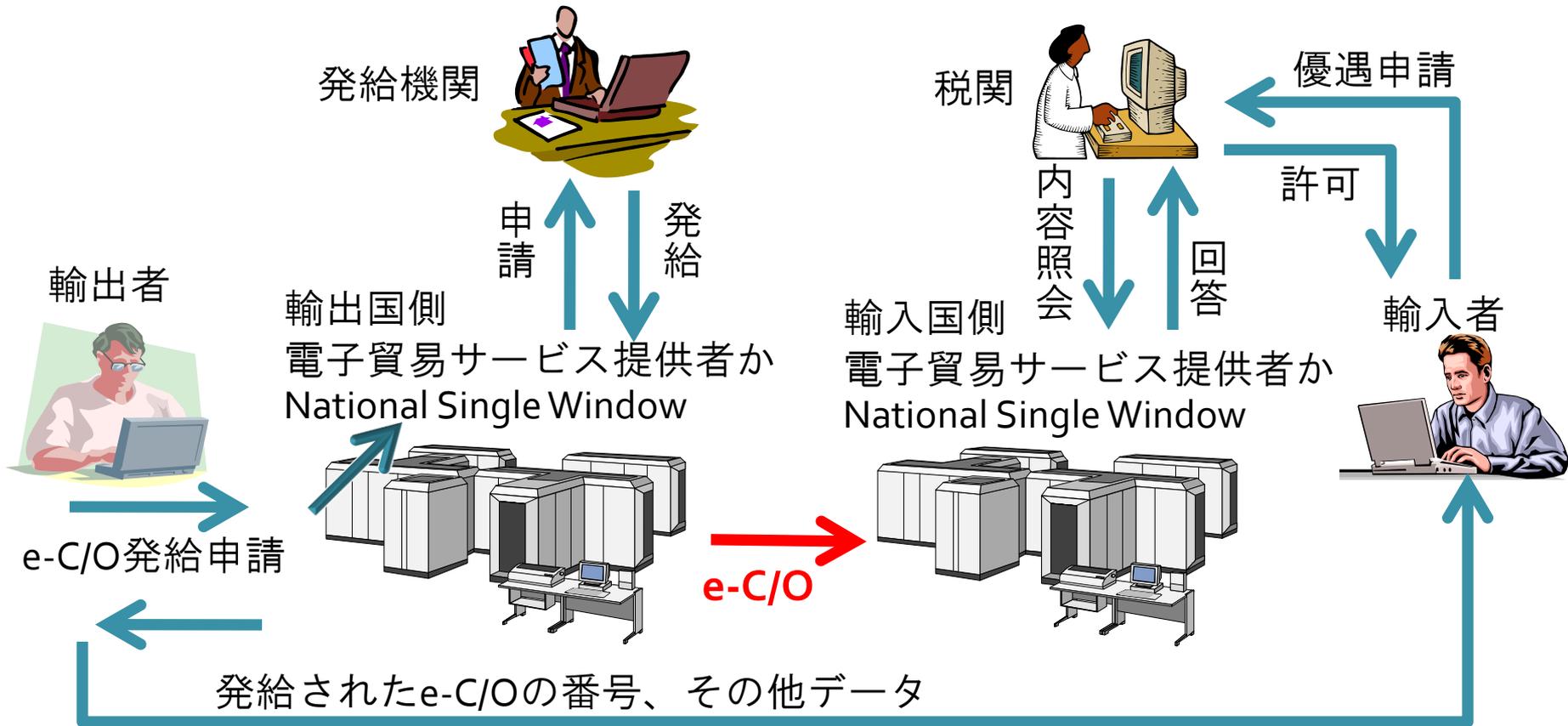
ネットワーク協定により、Cの電子署名があれば輸出者Aが電子署名したドキュメントであることが保障される。

ドキュメントデータの所有権

送信ドキュメントの所有権は輸出者 **A** が保持する。
システム提供者 **B** や **C** が所有権を持つ期間は無い。

ドキュメントの所有権が輸入者に移転する

G-G ベースでの活用：（例）電子原産地証明（e-C/O）



FTA/EPA協定による規定上、書面の証明書が併用されることや、システム上の制約からデータ伝送をせず、輸入国の税関が必要に応じて発給国のWeb Siteにアクセスして照会する形でスタートすることが考えられる。

● 原産地証明の他にも、「通関申告」や「インボイス」にも同様に適用の可能性あり。

ネットワーク協定 **Regional Single Window** (ASEAN, UN/ESCAP, etc) e-Commerce Alliance (PAA etc)

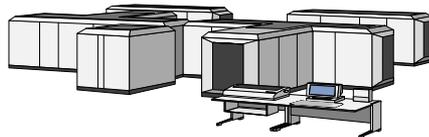
個別利用規約

(ネットワーク協定遵守を盛り込む)



利用者

サービス提供者



National Single Window
電子貿易サービス提供者

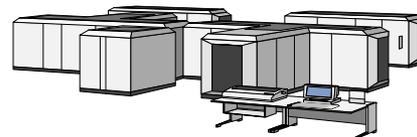
サービス提供者同士が
合意し署名する。

参加国のサービス提供者・利用者全員がネットワーク協定に署名するのではなく、サービス提供者間、利用者一提供者間で署名される各々の規約にネットワーク協定遵守を盛り込む。

サービス提供協約

ネットワーク協定遵守を盛り込む

サービス提供者



National Single Window
電子貿易サービス提供者



個別利用規約 **利用者**

(ネットワーク協定遵守を盛り込む)

ネットワーク協定の要件（例）

- ◆適用範囲と総則
- ◆ネットワークに参加するシステム提供者の資格と義務
- ◆システム提供者が契約する利用者の資格と義務
- ◆ネットワークサービスを利用するための標準ドキュメントフォーマット
- ◆ドキュメントデータと関連記録の取扱
- ◆電子署名の取扱
- ◆ドキュメントデータのフォーマット変換
- ◆ドキュメントデータの所有権と移転
- ◆サービスレベル
- ◆ドキュメントデータの保全
- ◆個人データ保護
- ◆守秘義務
- ◆免責条項
- ◆損害賠償
- ◆仲裁あるいは裁判を行う場所と準拠法

Single Window 協定の要件

(国連勧告35号による Regional Single Window としての協定ガイドライン)

- ◆Single Window 構築にあたっての法的基盤
- ◆Single Windowの機能と組織
- ◆データ保護
- ◆政府機関のデータへのアクセスと共有
- ◆利用者の識別、判定、利用許可
- ◆データの品質保持
- ◆利用に関わる責任と義務
- ◆仲裁裁定と紛争解決
- ◆電子ドキュメント
- ◆電子保存
- ◆知的財産権とデータベースの所有権
- ◆サービス提供業務に関わる独占の排除

ご清聴有難うございました。

関連事項に関しましては 国際電子商取引円滑化貢献グループの Web Site (<http://tedi-npo.com>) に幾つかの記事が掲載されておりますので、ご縦覧いただければ幸甚に存じます。



URL: <http://tedi-npo.com>

国際電子商取引円滑化貢献グループ

貿易取引の電子化・標準化で活動している任意団体NPO
「国際電子商取引円滑化貢献グループ」が
国内・海外の関連情報をご提供します。



和文 **Top Page** にご案内します

尚、右の 英文サイトは和文記事の英語版ということではなく、
固有の情報も掲載しておりますので、随時ご参照ください。

お問い合わせ: info@tedi-npo.com

© 2010 tedi-npo All Rights Reserved



URL: <http://tedi-npo.com>

NPO Facilitation of Trade EDI

Japan

You will find fresh information on the facilitation of
e-Trade in Japan and in the world.



Move to **Top Page in English**

Contact us: info@tedi-npo.com

© 2010 tedi-npo All Rights Reserved

後日ご質問等がございましたら、渡邊宛て下記にご連絡願います。
info@tedi-npo.com